

○東京藝術大学職員表彰規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成17年3月10日 平成25年3月28日
平成25年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員就業規則第42条の規定に基づき、本学の職員の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(功績等による表彰)

第2条 功績等による表彰は、東京藝術大学職員就業規則第2条第1項に定める職員であって次の各号の一に該当するものに行うことができる。ただし、第1号から第3号については、部局長の推薦を要する。

- (1) 職務上極めて顕著な功績があった場合
- (2) 社会的な功績又は本学若しくは職員の名誉となる功績があった場合
- (3) 職務上極めて有益な創意工夫又は改善を行った場合
- (4) 学長が指定する日において、本学の事務職員、技術職員及び医療職員として在職し、勤続期間が20年以上である者で、かつ、学長が勤務成績良好と認めた場合
- (5) 退職（死亡による退職を含む。）の日において、本学の事務職員、技術職員及び医療職員として在職し、勤続期間が30年以上である者で、かつ、学長が勤務成績良好と認めた場合

2 前項に定める場合の他、学長が必要と認めるときは、表彰を行うことができる。

3 第1項第4号及び第5号の表彰については、1人の職員について1回（第5条に規定する勤続期間中の他機関における第1項第4号に相当する表彰を含む。）とする。ただし、第1項第4号に該当して表彰された職員が同項第5号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

(表彰状の授与等)

第3条 表彰は、学長が、表彰状、賞状又は感謝状を授与することにより行い、記念品等を添えることができる。

2 第2条第1項に定める表彰により授与する表彰状は、別紙様式によるものとする。

(表彰の日)

第4条 表彰は、次の各号に掲げる日に行うものとする。

- (1) 第2条第1項第4号に該当する者 学長が指定する日
- (2) 第2条第1項第5号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第5条 勤続期間の計算は、国、地方公共団体、国立大学法人又はこれに準ずる機関の教育又は教育事務に従事する職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。

(1) 休職の期間（業務上の負傷又は疾病による休職の期間、東京藝術大学職員就業規則第14条第3号から第6号及び同条第8号の期間を除く。）

(2) 懲戒処分により減給又は停職を受けた者 5年間

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行日（以下「施行日」という。）以前に、東京藝術大学職員永年勤続者表彰規則の適用を受けた表彰については、第3条第1項に規定する者に対して行われた表彰とみなす。

3 施行日の前日までに、東京藝術大学の職員として勤務していた期間については、第3条第1項各号に定める本学の職員としての在職期間とみなす。

附 則

この規則は、平成17年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別紙様式（第3条第2項関係）

（第2条第1項第1号から第3号の場合）

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは（ 功 績 ）により極めて顕著な功績があり
本学の発展に寄与すること多大でありました よってここに表彰します

元号 年 月 日

東 京 藝 術 大 学 長 名

（第2条第1項第4号の場合）

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは 東京藝術大学に勤務し 勤続期間中の職務において顕著な功績があり
ました よってここに表彰します

元号 年 月 日

東 京 藝 術 大 学 長 名

（第2条第1項第5号の場合）

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは 東京藝術大学に勤務し 勤続期間中の職務において顕著な功績があり
ました このたび退職されるにあたりその功労を表彰します

元号 年 月 日

東 京 藝 術 大 学 長 名